

中央教育審議会 初等中等教育分科会 小中一貫教育特別部会(第6回)
「小中一貫教育推進のための学校施設部会」の検討状況に対する主な意見

(○:中教審、●部会長及び事務局)

(計画・設計プロセスの構築)

- 建物の話においては、ハードが先行し、ソフトが後追いということが指摘されることがある。例えば、小中共用の職員室を整備したのはいいが、そこを使う先生方がどのように使いこなしたらいいか戸惑ったという話もある。
- ハードを考えるときに、先を見越して計画する必要があるため、結果的にハード先行という状況になることもある。そのため、計画段階において、何を目標とするのか、建物ができた後、どう使用していくのかといったことを議論しておかなければ建物ができただけということになってしまう。

(学校規模の設定)

- 学校規模の設定について、児童生徒数が安定している地域、非常に増えていく地域、反対に減少していく地域などがある。そのような場合、どのような工夫ができるのか。
- 小中一貫教育を目指して小中一体型の施設を整備しようとするとき、学年段階の区切りへの対応は1つの大きなテーマである。その地域の人口変動予測をきちんと見通して、児童生徒数が増加する場合は教室に転用可能なスペースを確保しておき、学年段階の区切りのまとまりを崩さないように配慮する。教室に転用する必要がないときには、学習活動を弾力化するためのスペースとして生かしていく。このような計画上な工夫が求められる。

(施設・スペースの共同利用)

- 共同利用の課題について幾つかお聞きしたい。
 - ・ 特別教室などの共同利用に当たり、授業時間が違うので、校時の調整に苦労が多い。
 - ・ 教材とか教具の相違については、体育の用具がかなり困る。例えば中学校で使う跳び箱は、小学校の児童は跳べない。逆に、小学校で使うハードルの方が中学校の生徒にとって練習しやすい面もある。
 - ・ 手洗い場について、小学生は給食があり給食当番があるので、よく手を洗う。中学校には手洗い場が少なく随分困ったことがある。
 - ・ プールについて、小学校1年生と中学校3年生の体格差があるので水位をどうするかという課題がある。
 - ・ 給食について、小学校のみ給食を実施している場合、小中一貫教育を実施する学校においては、中学校の給食実施が課題となる。
- 今指摘があったことは、学校ごとに議論しなければいけない課題である。
 - ・ 校時の調整については、チャイムや施設の共同利用、音環境への配慮などが大きな課題になる。共同利用する場合、小・中学校の授業時間を同じにするか、あるいは、1日の中で授業開始時間が揃うところが何回あるかなど、学校規模に応じて時間割をどう調整し編成するかが重要であり、それを踏まえて設計しなければならない。
 - ・ 手洗い場については、単純に設計の配慮が行き届いていなかったのではないかな。
 - ・ 共用利用においては、活動を行うスペースを共用するだけでなく、その活動を支えるた

めのサーバントスペース(サポートする空間)、附帯施設の整備が必要であることを理解して設計しなければいけない。

- 保健室について、子供たちの発達などを考慮すると、中学校段階では心の問題への対応などがある。
- 保健室についても小中一貫の施設一体型校舎を整備するときの非常に大きなテーマである。これも学校によって判断が異なる。その学校の規模や教育活動などを踏まえ、どう組み立てていくかが重要である。一部屋にする場合においても小学生と中学生のゾーンを分けておくなどの配慮が必要である。体と心への対応が必要なことから別々が良いという意見もある。
- 共同利用については、ハードとソフトの関係というものが特別教室の計画に集約されてくると思われる。教育課程の在り方とか、確かな学力や子供たちの興味関心を育てるために、特別教室をどのように位置付けるかを考える必要がある。
- 室名が同じだからといって簡単に共用することができない。御指摘のとおり小・中学校の活動の違い、教育の狙いの違い、教材の違いなどを十分考慮して共用利用を考えていく必要がある。

(運営上の課題への対応)

- 運営上の課題として、中学1、2年生の幼稚化について記載があるが、施設一体でみんな一緒に生活すると、中学1、2年生が子供返りしてしまうことのないようにという指摘があったと受け止めておけばよいと考えている。
- 成長段階がきちんと意識できるような空間計画、設計上の配慮が必要である。
- プールについては床可動式としており、自治体としては地域利用せざるを得ない。そういった場合の配慮事項を示していただきたい。
- プールの地域利用については、設置者によって考えが異なるところであり、一口にこうあるべきとは言えない。計画段階において、それぞれの学校の置かれている地域性や規模、その学校の教育目標などを十分に議論しながら、その学校の姿を決めていく必要がある。
- 議論する機会が小中一貫教育に対する理解を深めていく機会にもなる。ソフトとハードとのよい関係、環境を作り上げていく機会として計画プロセスは大事にする必要がある。

(施設整備の財政支援)

- 共有スペースを作る際には、現行の補助制度でどのような仕組みがあるのか。
- 現在は、小学校と中学校の施設整備を組み合わせられており、共有スペースそのものを目的とした補助制度はない。小学校と中学校を整備するときに少し余剰を作って、そこで共有、共同で活動するようなスペースを整備するといった工夫が行われている。
- 構造上危険がある耐震などの建て替えと、校舎を新たに整備するというのを同時にすると、補助率は上がるのか。
- 新たに校舎を増築する部分は1/2の補助と、現在保有する校舎の改築部分は1/3の補助を組み合わせるようになる。

小中一貫教育を効果的に行うための 学校施設の在り方

～小中一貫教育推進のための学校施設部会の検討状況～

長澤 悟

東洋大学名誉教授

学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議
小中一貫教育推進のための学校施設部会 部会長

「小中一貫教育推進のための学校施設部会」の概要

- 「小中連携、一貫教育に関する主な意見等の整理」(平成24年7月、中央教育審議会 初等中等教育分科会 学校段階間の連携・接続等に関する作業部会)において、「小中連携、一貫教育の効果的な実施に資する学校施設の在り方について、国として検討することが必要」と明記
- 平成25年2月、学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議(主査:杉山 武彦成城大学教授)の下に、本部会を設置。これまで、近年の施設一体型校舎における小中一貫教育の取組の増加を背景に、施設一体型校舎を対象として、その施設の在り方について検討
- 今後、中央教育審議会における小中一貫教育の制度化に関する審議状況を踏まえ、小中一貫教育を効果的に行うための施設の在り方について検討し、年度末までに報告書を取りまとめる予定
※施設分離型校舎についても運営上の課題を踏まえた施設の在り方を検証することが必要

【主な検討内容】

- 小中一貫教育を効果的に行うための学校施設の在り方について検討
 - ・ 施設の現状、課題
 - ・ 施設の基本的な考え方、計画・設計上の留意点
 - ・ 支援策の検討 等

【検討経緯】

- 第1回部会(平成25年2月8日)
 - ・ 委員からのプレゼンテーション、自由討議
- 第2回部会(平成25年8月28日)
 - ・ 委員からのプレゼンテーション、現地視察報告 等
- 第3回部会(平成25年12月20日)
 - ・ 委員からのプレゼンテーション、アンケート集計結果報告 等
- 第4回部会(平成26年9月9日)
 - ・ 本部会の検討の方向性 等

【部会委員】

- | | |
|---------|----------------------|
| 伊藤 俊介 | 東京電機大学情報環境学部教授 |
| 倉斗 綾子 | 千葉工業大学工学部助教 |
| 佐藤 将之 | 早稲田大学人間科学学術院准教授 |
| 清水 康一 | 京都市教育委員会総務部総務課長 |
| 高橋 政志 | 株式会社石本建築事務所名古屋支所部長 |
| 竹内 美矢子 | 元富山市立芝園小学校長 |
| 長澤 悟 | 東洋大学名誉教授 |
| 樋口 直宏 | 筑波大学人間系教育学域教授 |
| 湯澤 正信 | 関東学院大学工学部建築・環境学部長 |
| 渡辺 直樹 | 川崎市総合教育センター研修指導員 |
| (特別協力者) | |
| 齋藤 福栄 | 国立教育政策研究所文教施設研究センター長 |

1. 施設一体型校舎に関するアンケート調査結果

小中連携・一貫教育校の学校施設の在り方に関するアンケート調査の概要

- 小中一貫教育等に取り組む施設一体型校舎の現状、課題を把握するため、アンケート調査を実施
- 小中一貫教育等の導入を目的として施設整備を行い、平成18年4月から25年5月までの間に開校した、施設一体型校舎の公立小・中学校を対象

【1. 調査対象】

小中連携、一貫教育※1の導入を目的として施設整備を行い、平成18年4月から平成25年5月までの間に開校した施設一体型校舎※2の公立小・中学校(131校)

※1 小中連携、一貫教育の定義については、中央教育審議会 初等中等教育分科会 学校段階間の連携・接続等に関する作業部会「小中連携、一貫教育に関する主な意見等の整理(平成24年7月)」による。

- ・小中連携: 小・中学校が互いに情報交換・交流することを通じ、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育
- ・小中一貫教育: 小中連携のうち、小・中学校が9年間を通じた教育課程を編成し、それに基づき行う系統的な教育

※2 同一敷地内に小学校及び中学校を設置し、両者の校舎を一体に整備しているものをいう。(小学校と中学校の校舎が渡り廊下等でつながっているものを含む。)

【2. 主な調査項目】

施設一体型の小中連携、一貫教育校における校舎の計画・設計内容等

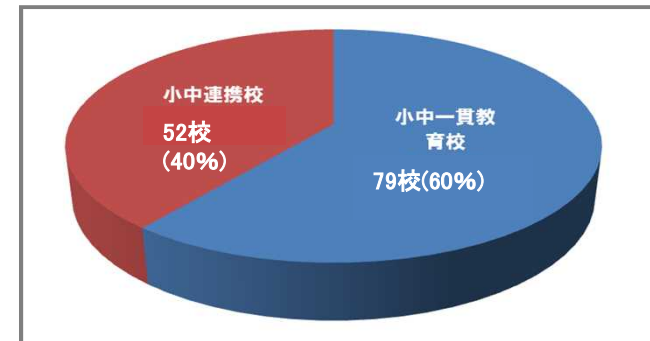
【3. 調査期間】

平成25年9月13日～11月8日

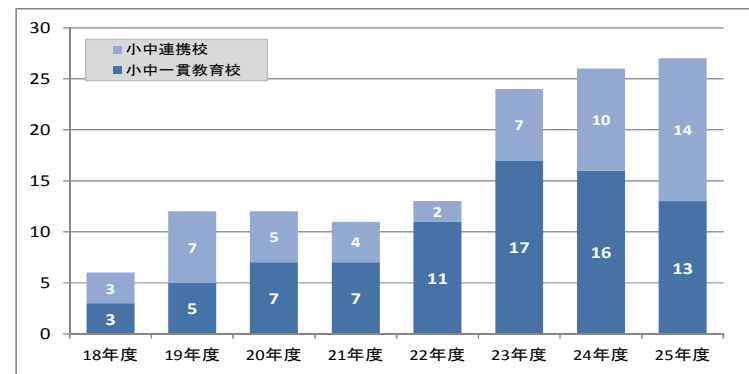
【4. 調査時点】

平成25年5月1日時点

施設一体型校舎の小中一貫教育、小中連携の校数



施設一体型校舎の小中一貫教育、小中連携校の開始年度(校数)



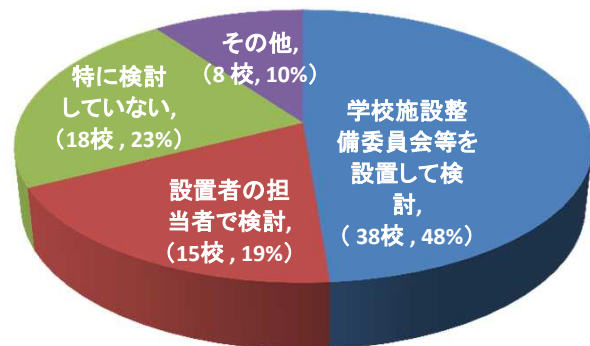
(注) 学校数は、小中連携又は小中一貫教育を実施している施設一体型の小・中学校を1校として計上

小中連携・一貫教育校の学校施設の在り方に関するアンケート調査結果(抜粋①)

学校施設整備方針の検討体制

- 48%の学校が学校施設整備委員会等を設置して整備方針を検討

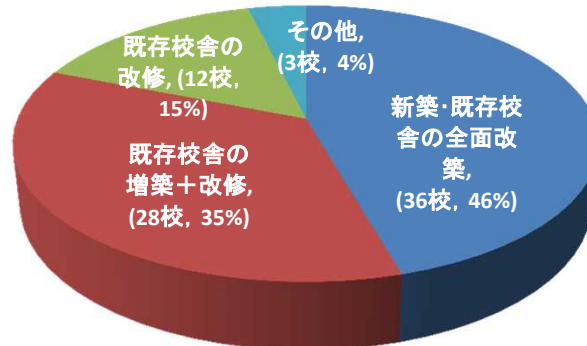
小中一貫教育校(79校)



施設一体型校舎の整備手法

- 校舎の整備方法について、46%の学校が新築や全面改築を実施
- 半数の学校が既存校舎を活用して小中一貫教育の取組を実施

小中一貫教育校(79校)

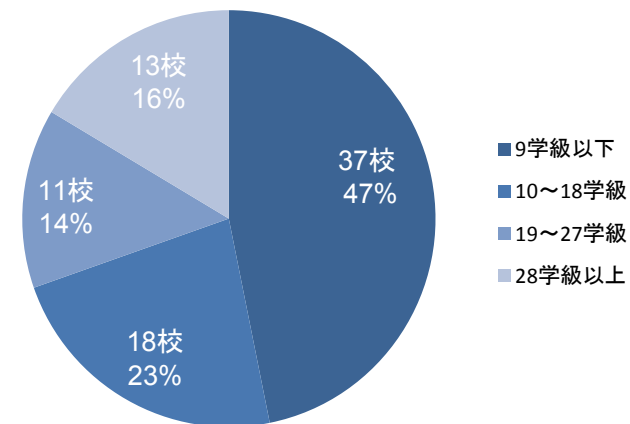


(その他の内訳)
渡り廊下の設置、耐震化のための改築 など

学校規模(学級数)

- 学級数(特別支援学級を除く)について、47%の学校が9学級以下

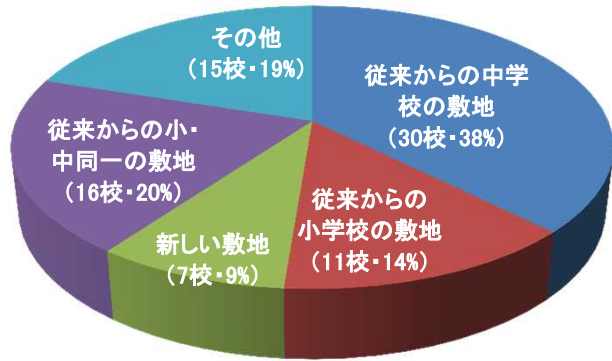
小中一貫教育校(79校)



小中連携・一貫教育校の学校施設の在り方に関するアンケート調査結果(抜粋②)

施設一体型校舎の校地計画

●校舎整備に当たって、38%の学校が従来からの中学校敷地を活用

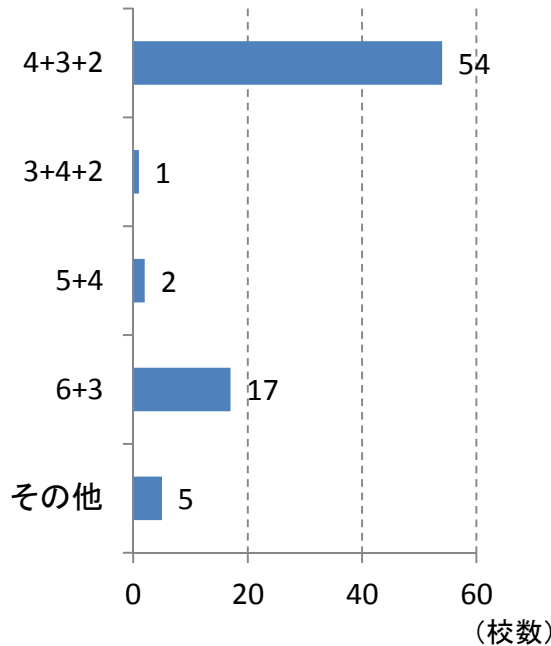


(その他の内訳)

従来からの学校敷地に加え新たな敷地の購入、隣接する小・中学校の敷地の活用 等

学年区分

●学年区分について、68%(54校)の学校が「4+3+2」を採用

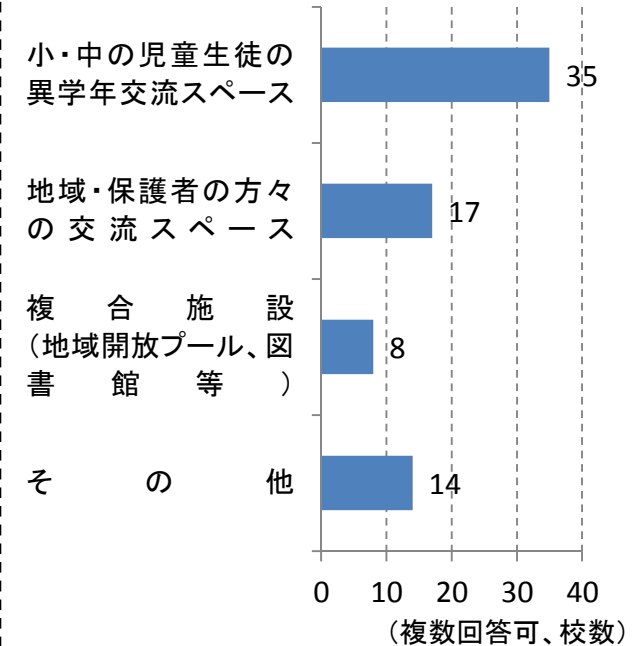


(その他の内訳)

4+2+3:3校、 2+2+2+3:1校、 2+7:1校

新たに追加したスペース

●44%(35校)の学校が小・中の児童生徒の異学年交流スペースを整備



(その他の内訳)

少人数教室、国際教育室、多目的スペース (兼 交流スペース)、教師ステーション、渡り廊下、通学バス回転広場 など

小中連携・一貫教育校の学校施設の在り方に関するアンケート調査結果(抜粋③)

小・中学校で共同利用する室等

- 共同利用する室等について、9割の学校が職員室を共同利用。
- 特別教室関係では、家庭教室、図書室が多く、運動施設関係ではグラウンドが多い。

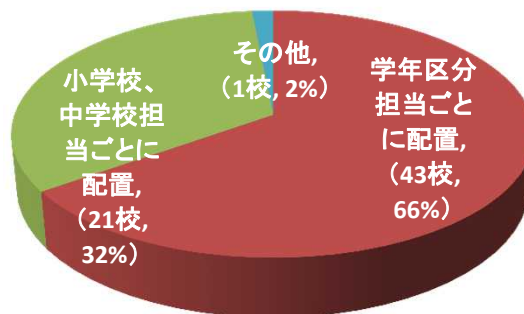
■ 小中一貫教育校(79校) ※上位の回答

① 職員室	71校(90%)
② 家庭教室	61校(77%)
③ 校長室	59校(75%)
④ 昇降口・玄関	56校(71%)
⑤ 図書室	55校(70%)
⑤ グラウンド	55校(70%)

職員室の座席配置

- 小中合同で整備した職員室について、66%の学校が、学年区分の担当ごとに座席を配置

小中一貫教育校(79校)



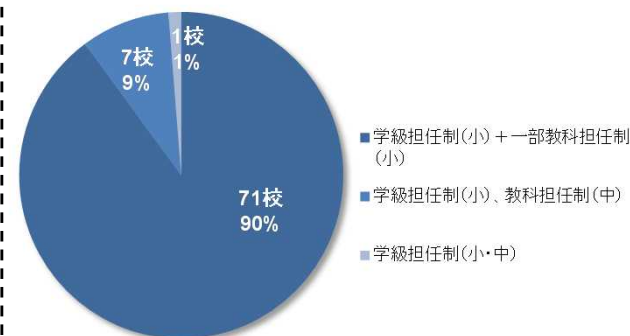
※職員室を合同で整備したと回答があった学校(65校)の職員室内座席配置

学校の運営状況

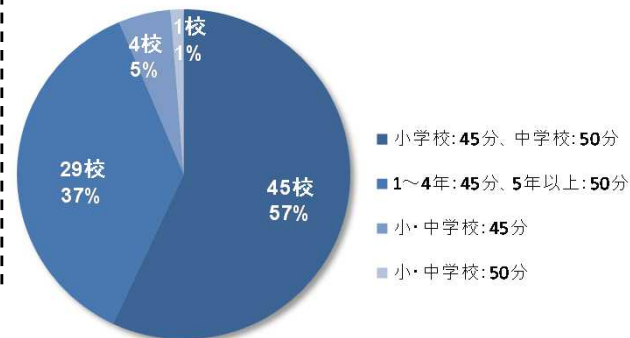
- 授業方法について、9割の学校が小学校に一部教科担任制を導入
- 授業時間について、約6割の学校が小45分、中50分を、約4割の学校が5年生以上50分を採用

小中一貫教育校(79校)

■ 小中一貫教育校における授業方法

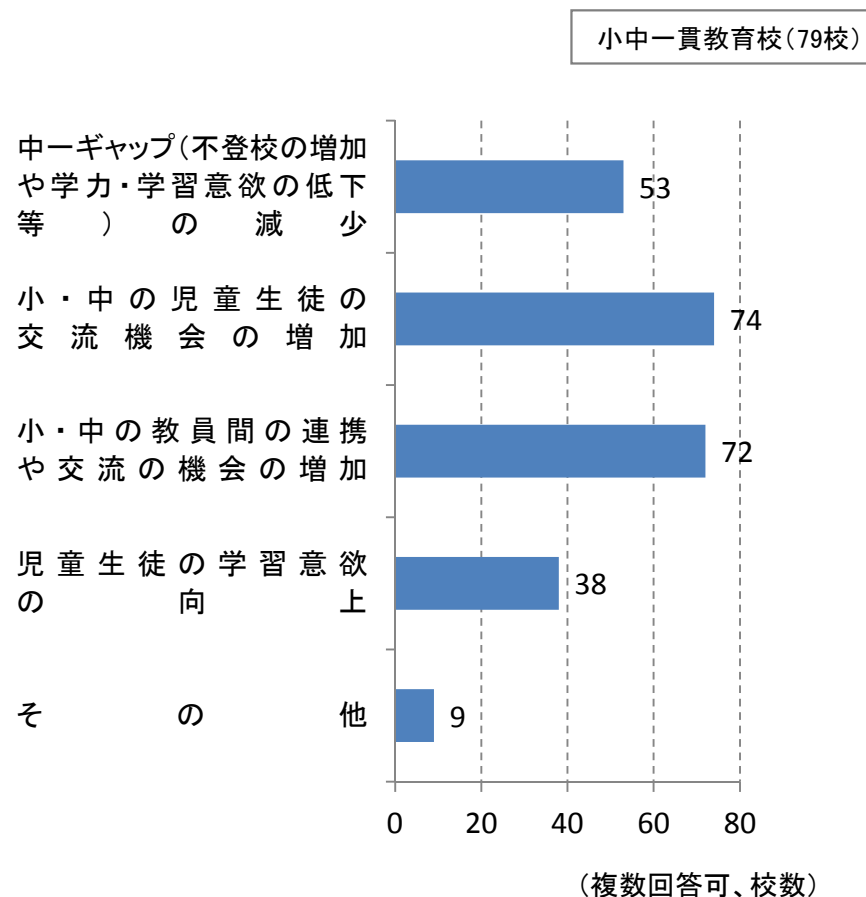


■ 小中一貫教育校における授業時間



小中連携・一貫教育校の学校施設の在り方に関するアンケート調査結果(抜粋④)

施設一体型校舎の教育上の効果



施設一体型校舎を整備した際の課題

【施設設計上の課題】

- ・階段・洗面台・トイレの高さ
- ・児童生徒の体格差が広がるため、可動式の備品等を採用
- ・プールの安全対策
- ・小中の中間に配置する機能(交流スペース、管理諸室)をどの程度盛り込むかの検討

【施設計画プロセス上の課題】

- ・既存の校舎・敷地をいかに残すかということについて、方針の決定に時間を要した

【施設利用上の課題】

- ・小学生の声、音が気になる

【運営上の課題】

- ・中学校教員による小学校の授業の時間割設定
- ・中学1年生、2年生の幼稚化
- ・特別教室、グラウンド・アリーナの使用調整
- ・授業時間が違うことによるチャイムの設定 等

小中一貫教育に取り組む学校の施設整備例(京都市立凌風小学校・凌風中学校)

- 小中一貫教育等に取り組む施設一体型校舎の現状、課題を把握するため、現地視察(12校)を実施
- 教育課程の区分、学校運営などを考慮した空間構成や施設機能の計画・設計が必要

学校概要(平成24年度開校)

■規模

学校	学級数	児童生徒数
小学校	18	513
小・特別支援学級	3	5
中学校	10	237
中・特別支援学級	3	11
合計	34	766



外観



職員室



オープンスペース(交流空間)

施設一体型の小中連携、一貫教育校の運営状況(H25.5.1現在)

	学年区分	PTA	授業方法	運営方式	部活動	校長ポスト	主な行事	校時	制服
1年生	第1ステージ	小中PTA一本化	学級担任制	特別教室型	なし	1人	入学式・小学校道程終了式・卒業式・給業式・終業式・運動会・体育大会・学習発表会・文化祭等	授業の一単位時間 45分	なし
2年生									
3年生									
4年生									
5年生	第2ステージ	一部教科担任制	教科担任制	部活動	なし	1人	入学式・小学校道程終了式・卒業式・給業式・終業式・運動会・体育大会・学習発表会・文化祭等	50分	標準服着用
6年生									
7年生	第3ステージ	なし	なし	なし	なし	1人	入学式・小学校道程終了式・卒業式・給業式・終業式・運動会・体育大会・学習発表会・文化祭等	50分	標準服着用
8年生									
9年生									

- (概要) ・学年区分は「4+3+2」を採用
 ・第2ステージ(5年生)から一部教科担任制、50分授業を導入
 ・第2及び第3ステージにおいて部活動の実施

施設一体型の小中連携、一貫教育校の施設利用状況(H25.5.1現在)

	学年区分	ゾーニング	校長室	職員室	音楽室	家庭科室	図書室	ランチルーム	保健室	給食室	昇降口	体育館	グラウンド
1年生	第1ステージ	1階	なし	学年区分ごとの座席配置1階	なし	なし	2・3階	5階 定員約120名	1階	学校給食調理員による運営(単独校方式)	1階	アリーナ大3階・小1階	共有
2年生													
3年生													
4年生													
5年生	第2ステージ	1階	なし	なし	なし	2・3階	5階 定員約120名	1階	学校給食調理員による運営(単独校方式)	1階	アリーナ大3階・小1階	共有	
6年生													
7年生	第3ステージ	4階	なし	なし	なし	2階	5階 定員約120名	1階	学校給食調理員による運営(単独校方式)	1階	アリーナ大3階・小1階	共有	
8年生													
9年生													

- (概要) ・学年区分「4+3+2」に合わせた校舎のゾーニング
 ・職員室や保健室は小・中学校が共同で利用
 ・体育館については大・小のアリーナを整備

2. 小中一貫教育を効果的に行うための学校施設整備の方向性

施設整備の基本的な考え方

- ・ 小中一貫教育の効果的な実施に資する施設環境の確保
- ・ 教育課程の区分にふさわしい空間構成、施設機能の整備
- ・ 地域との連携

施設的设计・計画上の主な留意点

(1) 計画・設計プロセスの構築

● 明確な目標設定

⇒ 学校が目指す目標や理念を明確にした上で、これを実現するためにどのような施設環境が必要か考える

● 広く学校関係者が参画する場の設定

⇒ 早い段階から学校関係者が参加する場を設定し、小中一貫教育に関する共通イメージを創りあげることが大切である

⇒ 地域の将来のため、小中一貫教育の意義や地域の核としての学校の在り方について考えることが大切である



地域住民参加のワークショップの様子
【富山市 芝園小学校・芝園中学校※】

(2) 学校規模の設定

● 学校区の特徴を考慮した学級数の設定

※ 国立教育政策研究所文施設研究センター研究会
報告書「小中一貫教育の特色を活かした学校づくり」

(3) 校地選定と配置計画における留意事項

●小中一貫教育に対応する校地面積の確保

- ⇒ 小中一貫教育に関係する授業内容、部活動、学校行事での使用方法などを想定し、必要な面積を確保する
- ⇒ 立地条件の制約により校地面積が限られる場合は、低学年が安心して遊べるような芝生広場、プレイコート等を設けるなど、体格の違う児童生徒が同時に使用する場合の安全性を考える



低学年用の芝生広場【府中市 府中学園※】

(4) 教育課程の区分を考慮した平面計画

●教育課程の区分にふさわしい空間構成、施設機能の整備

- ⇒ 教育課程の区分の構成と校舎のゾーニングとの間には密接な関係があり、両者を一致させることが望ましい
- ⇒ 教育課程の区分の特徴や違いを十分に理解し、ふさわしい教室周りの構成や必要な施設機能を確保する

●教育課程の進行に伴う成長段階の演出

- ⇒ 子供たちが自らの成長が実感できるよう、平面構成や教室環境に変化をつけるなどの工夫を行う



学年区分「6・3」に基づき、校舎のゾーニングを計画。校舎中央を交流の核として位置付け、図書館や特別教室を配置【府中市 府中学園※】

※ 国立教育政策研究所文教施設研究センター研究会
報告書「小中一貫教育の特色を活かした学校づくり」

（5）施設・スペースの共同利用

【共同利用の効果】

授業や学校行事等で、小・中学校の教職員や児童生徒が同じスペースを使用することによって、教育内容の充実や学校運営の円滑化を図る効果が期待できる

●職員室

⇒ 小中一貫教育校の運営では、小・中学校の教職員間の連携が重要であり、職員室を共同で利用し、教員相互のコミュニケーションの場として活用する

●特別教室

⇒ 小・中学校間で異なる校時の調整、教材や教具の相違、体格差に対する家具や備品類の配慮について検討する

●運動施設

⇒ 体育館について、小学校では土日などに地域利用が多く、中学校では部活動での利用が多いなど、小・中学校の利用実態の違いに留意する
⇒ プールを共同利用する際に重視すべきことは安全対策であり、体格差の大きい児童生徒が利用することを前提に、施設面の配慮を入念に行う



小中合同の職員室【つくば市 春日学園】



机高が可変できる小中共同利用の理科室【佐賀市 小中一貫校北山校】

（6）異学年交流スペース、地域連携スペースの確保

●授業や学校行事による異学年交流の場

⇒ 異学年交流スペースを児童生徒の動線を考慮して利用しやすい位置に配置することが望ましい

●地域連携を育むスペース

⇒ 地域コミュニティの拠点としての役割を果たしていくことも踏まえ、地域連携を考慮したゾーニングや動線計画を行うことが大切である



校舎1階中央に整備された異学年交流の場【京都市 花背小学校・花背中学校】

3. 国に期待する施設整備上の取組

小中一貫教育を効果的に行うためには、教育課程の区分や学校運営などを考慮した小中一貫教育に取り組む学校としてふさわしい施設環境が必要

• 施設整備の財政支援の充実

- ⇒ 「小中一貫教育学校(仮称)」について、小・中学校と同等の施設整備が可能となるよう支援が必要
- ⇒ 施設一体型校舎の整備に支援が必要
- ⇒ 交流スペースの設置等、小中一貫教育の効果的な実施に資する施設整備への支援が必要

• 学校施設の整備面での好事例の収集・普及

- ⇒ 施設計画の前提となる運営に関する状況、施設の計画・設計上の留意点などを分かりやすく示した事例集の作成 等

• 技術的助言

- ⇒ 小中一貫教育学校(仮称)における計画・設計上の留意事項を学校施設整備指針へ反映
- ⇒ 小学校の児童用の階段におけるけあげ寸法の特例の周知 等

公立小・中学校の施設費の国庫負担等について

公立小・中学校の校舎の施設整備については、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」等に基づき、以下のとおり財政措置を講じている。

①校舎を新たに建築する場合

- 教室不足を解消するための新增築
 - 統合に伴う新增築
 - 構造上危険な状態にある建物等の建て替え(改築)
- ※
- ⇒ 公立学校施設整備費負担金により1/2負担
- ⇔ 学校施設環境改善交付金により1/3補助

※ 新增築の工事費の国庫負担は「必要面積 - 保有面積」(整備資格面積)の範囲内とされている。

「必要面積」・・・教育を行うのに必要な最低限度の面積であり、国庫負担対象とすべき合理的な面積。
学級数に応じて定められている

「保有面積」・・・当該学校が保有している施設の面積

②既存校舎を改修する場合

学校施設環境改善交付金により1/3補助(大規模改造事業)

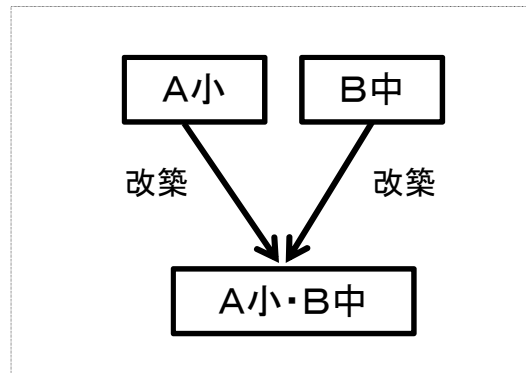
小中一貫教育を行う小・中学校の施設一体型校舎の整備について

小中一貫教育を行う学校の施設整備に特化した財政措置はないが、小学校及び中学校のそれぞれについて現行制度を活用し、施設一体型校舎の整備が行われている。

①A小学校とB中学校の施設一体型校舎を整備する場合

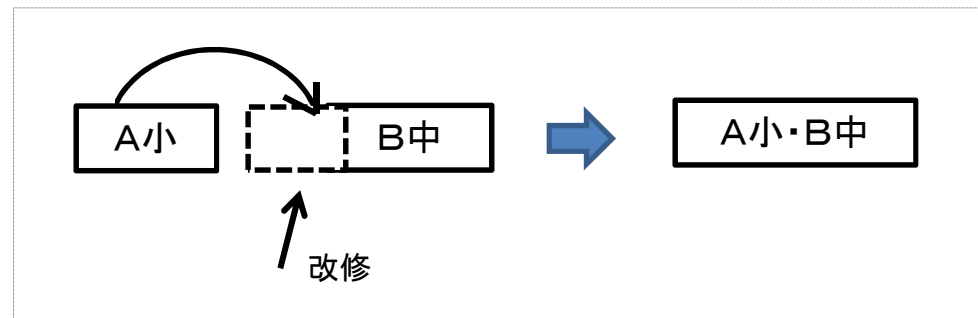
○校舎を新たに建築する場合

1／3の補助(ただし、A小及びB中それぞれの建物が構造上危険な状態にあると判断された場合等に限る)【改築】



○既存の校舎を改修し活用(A小・B中いずれかの建物に集約)する場合

1／3の補助【大規模改造】

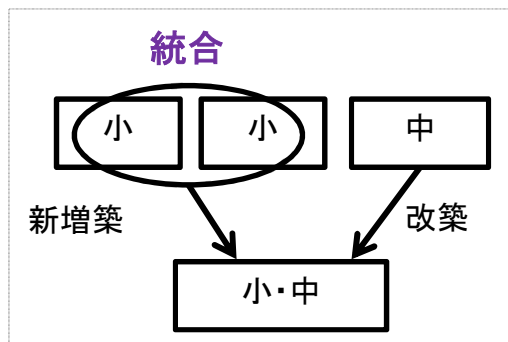


②既存の複数の小学校を統合し、統合小学校と中学校の施設一体型校舎を整備する場合

○校舎を新たに建築する場合

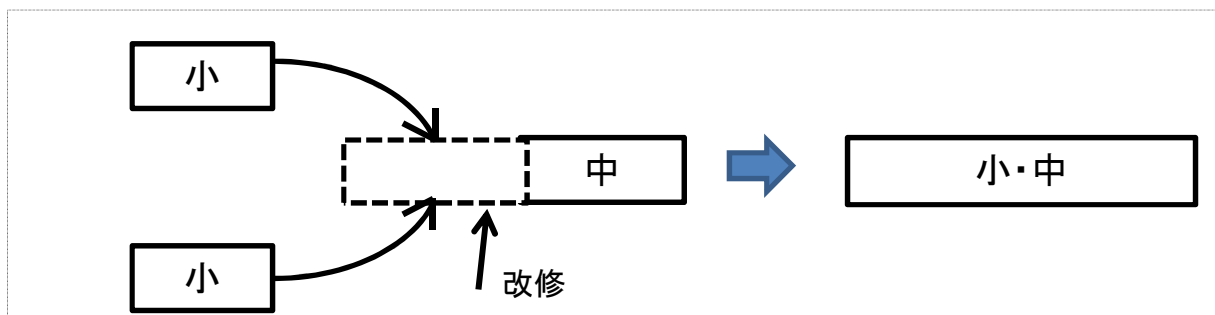
小学校部分は1/2の負担【統合】

中学校部分は1/3の補助（ただし、建物が構造上危険な状態にあると判断された場合等に限る）【改築】



○既存の校舎を改修し活用(いずれかの学校の建物に集約)する場合

1/3の補助【大規模改造】



【参考】小中連携、一貫教育に関する主な意見等の整理(抜粋)(平成24年7月13日中央教育審議会初等中等教育分科会学校段階間の連携・接続等に関する作業部会)

○小中連携、一貫教育推進のため、校舎や屋内運動場を一体化するに当たって、既にある学校を改築する場合、小学校同士又は中学校同士の統合に伴う新增築よりも国庫補助率が低い。同等程度の補助を行うことや共用部分の在り方について、国として検討することが必要である。